

# 違憲・違法な「思想調査」直ちに中止せよ 無法行為の矛先は市職員だけでなく、 全市民・国民に向けられている

日本共産党の志位和夫委員長は16日、国会内で記者会見し、橋下徹大阪市長による職員への思想調査について、「無法行為の矛先は市職員だけでなく、全市民・国民にむけられている——違憲・違法な『思想調査』をただちに中止せよ」との談話（以下に全文）を発表しました。



**日本共産党**

志位委員長が記者会見

一、橋下徹大阪市長が、全職員を対象に、「労使関係に関する職員のアンケート調査について」という名目で、政治活動への参加の有無、投票行動にかかわる問題、組合活動への参加の有無、組合活動についての考え方などについて、憲法違反の「思想調査」をおこなっていることにたいして、労働組合、民主団体、法律家など、広範な人々からきびしい批判の声があがっている。

一、この「思想調査」は、すでに多くの人々から指摘されているように、第一に、憲法第19条に保障された思想・良心の自由、第21条に保障された政治活動の自由を乱暴に蹂躪（じゅうりん）するものである。さらに、第二に、憲法28条に明記された労働組合の正当な活動を侵害する不当労働行為である。しかも、この「思想調査」は、「処分」で威嚇しての「市長の業務命令」という形をとり、異常な権力的強制をもってすすめられている。

憲法順守義務を負う自治体の長が、幾重にも憲法を蹂躪して、職員の思想・良心の自由、政治活動の自由を土足で蹂躪し、その人格をまるごと支配しようというのは、文字通りのファッショ的な恐怖政治、独裁政治以外の何ものでもない。

一、くわえて強調したいのは、違憲・違法な「思想調査」の矛先が、市職員にとどまらず、すべての市民・国民にむけられていることである。たとえば、「あなたは、この2年間、特定の政治家を応援する活動（求めに応じて、知り合いの住所等を知らせたり、街頭演説を聞いたりする活動も含む。）に参加したことがありますか」という設問に対しては、職員本人の参加の有無とともに、「誘った人」の氏名まで回答することを求めている。「誘った人」は、大阪市職員に限定されておらず、一般の市民、国民までが対象とされている。

また、「あなたは、この2年間、職場の関係者から、特定の政治家に投票するよう要請されたことはありますか」という設問に対しても、職員本人が要請されたかどうかの有無とともに、「要請した人」の氏名まで回答することを求めている。ここでも「要請した人」は、大阪市職員に限定されておらず、一般の市民、国民までが対象とされている。「職場の関係者」とあるが、「関係者」となれば、それは無限定に、どこまでも対象が広がることになることは明瞭である。

つまり、一般の市民、国民が、大阪市役所の職員に、「街頭演説に行きませんか」「だれだれを投票してくださいませんか」と声をかけたら、それらの市民、国民の氏名を報告せよということになる。

こうして、この「アンケート」は、市職員にたいする違憲・違法な「思想調査」にとどまらず、一般の市民・国民に対する違憲・違法な「思想調査」をおこなうものとなっている。これは市役所を、市民の福祉のための機関から、住民監視のための秘密警察的機関へと変えてしまう、きわめて重大な問題である。

自らの権力を振りかざし、こうした行為を平然とおこなう人物に、日本国憲法のもとで政治にたずさわる資格はない。

## 民主主義守る一点で共同を

一、日本国憲法で保障された基本的人権は、日本のあらゆる場所において、あらゆる国民に対して保障されなければならない。憲法が通用しない場所を、日本のどこであれつくることは、決して許すわけにはいかない。ことは、大阪市にとどまらず、日本の民主主義全体にかかわる重大な問題である。

わが党は、大阪市長が、違憲・違法な「思想調査」をただちに中止し、すでに回収したデータを即時廃棄することを強く求める。憲法で保障された人権と民主主義を守るという一点での、市民、府民、国民の広い共同を呼びかける。

橋下氏と「維新の会」は、国政進出を狙って、あれこれの「政策」なるものをならべているが、その本質は、この勢力が大阪で現にすすめている独裁政治・ファッショ政治を国政に押し広げようというものに他ならない。わが党は、この危険な野望を断固として打ち砕くために、民主主義を守るすべての人々と共同して奮闘する決意である。

# えっ！橋下市長が 思想調査

大阪市の橋下徹市長が全職員を対象に実施している、「労使関係に関する職員のアンケート調査」の市長名文書と10項目の質問の一部を紹介します。

## これが橋下「思想調査」だ

### 市長の文書とアンケート(一部)

2012年2月9日

職員各位

アンケート調査について

市の職員による違法ないし不適切と思われる政治活動、組合活動などについて、次々に問題が露呈しています。

この際、野村修也・特別顧問のもとで、徹底した調査・実態解明を行っていただき、慮を出し切りたいと考えています。

その一環で、野村特別顧問のもとで、蒸気のアンケート調査を実施いただきます。

以下を認議の上、対応よろしくお願いします。

1) このアンケート調査は、任意の調査ではありません。市長の業務命令として、全職員に、真実を正確に回答していただくことを求めます。正確な回答がなされない場合には処分の対象となります。

2) 皆さんが記載した内容は、野村特別顧問が個別に指名した特別チーム(市役所外から起用したメンバーのみ)だけが見ます。上司、人事当局その他の市役所職員の目に触れることは決してありません。調査票の回収は、市内各パートまたは所属部署を通じて行いますが、その過程でも決して情報漏えいが起きないよう、万全を期してあります。したがって、真実を記載することで、職場内でトラブルが生じたり、人事上の不利益を受けたりすることはありませんので、この点は安心してください。

また、仮に、このアンケートへの回答で、自らの違法行為について、真実を報告した場合、懲戒処分の標準的な重定を軽減し、特に悪質な事案を除いて免職とすることはありません。

以上を踏まえ、真実を正確に回答してください。

以上

大阪市長

橋下徹

橋下大阪市長

## 全職員の政治活動調査

### 日弁連など「憲法違反」

「毎日」(2月17日付)

2月17日付け「毎日」は、大阪市の橋本徹市長が全職員を対象に政治・組合活動に関するアンケートを16日まで実施し、日弁連や「憲法違反」と猛反発する声が上がっています。

Q6 あなたは、これまで大阪市役所の組合が行う労働条件に関する組合活動に参加したことがありますか(現在組合に加入していない方も過去の経験でお答えください)。

(注)「誘った人」の氏名は、回答いただかなくても構いません。末尾に記載した通報窓口は無記名で情報提供していただくことも可能です。

- 1. 誘われていないが、自分の意思で参加した。
- 2. 誘われたので参加した。

→ 活動内容:

→ 誘った人:

→ 誘われた場所(例: 駅務室):

→ 誘われた時間帯(例: 昼休み):

- 3. 参加していないが、誘われたことはある。

→ 誘われた活動の内容:

→ 誘った人:

→ 誘われた場所:

→ 誘われた時間帯:

- 4. 参加したことも、誘われたこともない。
- 5. 組合に加入したことはない。

Q7 あなたは、この2年間、特定の政治家を応援する活動(求めに応じて、知り合いの住所等を知らせたり、街頭演説を聞いたりする活動も含む。)に参加したことがありますか(組合加入の有無を問わず全員お答えください)。(注)「誘った人」の氏名は、回答いただかなくても構いません。末尾に記載した通報窓口は無記名で情報提供していただくことも可能です。

- 1. 誘われていないが、自分の意思で参加した。
- 2. 組合(組合の役職者など構成員を含む)から誘われたので参加した。

→ 活動内容:

→ 誘った人:

→ 誘われた場所(例: 駅務室):

→ 誘われた時間帯(例: 昼休み):

- 3. 組合以外の者(職場の上司など)から誘われたので参加した。

→ 活動内容:

→ 誘った人:

→ 誘われた場所:

→ 誘われた時間帯:

- 4. 参加していないが、組合から誘われたことはある。

→ 誘った人:

→ 誘われた場所:

→ 誘われた時間帯:

- 5. 参加していないが、組合以外の者(職場の上司など)から誘われたことはある。

→ 誘った人:

→ 誘われた場所:

→ 誘われた時間帯:

- 6. 誘われたことも、参加したこともない。

Q8 あなたは、この2年間、職場の関係者から、特定の政治家に投票するよう要請されたことはありますか(組合加入の有無を問わず全員お答えください)。(注)「要請した人」の氏名は、回答いただかなくても構いません。末尾に記載した通報窓口は無記名で情報提供していただくことも可能です。

- 1. 要請されたことがある。

→ a. 組合(組合の役職者など構成員を含む)からの要請

【要請した人:

→ b. 組合以外の者(職場の上司など)からの要請

【要請した人:

→ 要請された場所(例: 駅務室):

→ 要請された時間帯(例: 昼休み):

- 2. 要請されたことはない。

Q9 いわゆる「紹介カード」(特定の選挙候補者陣営への提供を目的として、知人・親戚などの情報を提供するためのカード)について伺います。(注)「カードを配布した人」「紹介カードの配布を依頼した人」「言われた相手」の氏名は、回答いただかなくても構いません。末尾に記載した通報窓口は無記名で情報提供していただくことも可能です。

(1) あなたは、この2年間、「紹介カード」を配布されたことがありますか。

- 1. 配布され、受け取った。

→ カードを配布した人:

→ カードを配布された場所(例: 駅務室):

→ カードを配布された時間帯(例: 昼休み):

- 2. 配布されたが、受け取らなかった。

→ カードを配布した人:

→ カードを配布された場所:

→ カードを配布された時間帯:

- 3. 配布する側だった。

→ 紹介カードの配布を依頼した人:

→ 配布方法:

- 4. 配布されたことがない。

(2) (1)で「受け取った」と答えた方のみお答えください。「紹介カード」を記入・返却しましたか。

- 1. 知人・親戚などの情報を記入して返却した。
- 2. 知人・親戚などの情報を一切記入せずに返却した。
- 3. 返却しなかった。

(3) (2)で「記入して返却した」と答えた方のみお答えください。記入して返却した理由は何ですか。

- 1. カードに記載された選挙候補者を応援したいと思ったから。
- 2. 記入・返却に協力しないと、「不利益が及ぶ」といった趣旨のことを言われたから。

→ 言われた相手:

→ 言われた場所(例: 駅務室):

→ 言われた時間帯(例: 昼休み):

→ どのような不利益が及ぶと言われましたか

→

- 3. 直接に「不利益が及ぶ」と言われたわけではないが、記入・返却に協力しないと、「不利益が及ぶ」可能性があると思ったから。

→ なぜそう思ったか:

→ どのような不利益が及ぶ可能性があると思われましたか

→

Q10 組合の幹部は、職場において優遇されていると思いませんか(組合加入の有無を問わず全員お答えください)。また、その場合、これを指摘しづらい雰囲気があるとなれば、具体的に、どのようなものでしょうか。

- 1. 思う。

→ 理由:

→ 指摘しづらい理由:

- 2. 思わない。

●真実がわかる明日が見える―「しんぶん赤旗」をぜひお読みください。(日刊紙3400円/日曜版800円)

国政事務所ニュース

2012年  
2月号外

発行: 日本共産党国会議員団愛知事務所

〒460-0007 名古屋市中区新栄3-12-27

電話052-261-3461

日本共産党の見解を紹介します。ご意見、ご感想をお寄せ下さい。